

## 欠陥マンション訴訟の原告は誰？

～東京地裁平成28年7月29日判決の批判的検討～

マンションの最初の区分所有者が区分所有権を転売した場合、転得者である区分所有者は、売主から売買契約の瑕疵担保責任または住宅品質確保促進法（品確法）95条1項に基づく損害賠償請求権を譲り受けない限り、これらの請求権を有さず、したがって、管理者は同転得者を代理し、これらの損害賠償請求権を代理行使できないとの解釈が出てきています（東京地判平成28年7月29日）。

マンション建物は、管理者が単独で集团的・統一的管理をしなければならない性質の建物であるとされており、そのことと上記解釈の相克は、解決すべき問題です。

マンションにおける当事者適格について、識者と共に考えます。

**日時** 2021年12月9日(木)18:00～20:00  
Zoomウェビナーによるオンライン開催

事前  
申込制

### プログラム

◆**基調報告** マンション管理者が単独で訴訟追行権を有するために  
森友 隆成(日弁連消費者問題委員会委員・広島弁護士会)

### ◆パネルディスカッション

マンション建物の集团的管理のあり方と訴訟追行権

パネリスト 鎌野 邦樹 氏(早稲田大学法科大学院教授)  
花房 博文(創価大学法科大学院教授, 第二東京弁護士会)  
折田 泰宏(京都弁護士会)

コーディネーター 水谷 大太郎(日弁連消費者問題対策委員会副委員長・愛知県弁護士会)

### 参加対象

弁護士及び全国マンション管理組合連合会等マンション管理関係者をはじめ、どなたでもご参加いただけます(参加費無料)。

### 申込方法

以下URLまたは二次元コードからお申込ください。

**締切: 12月6日(月)** <https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/kmsympo/1209/>

※申込状況等によっては、申込締切前に募集を締め切る場合がございます。

また都合により、内容が変更となる可能性がございます。あらかじめご了承ください。

※ご参加方法は、開催日が近づきましたら、お申込みされた方宛てメールにてご案内いたします。

### 【個人情報の取扱いについて】

ご提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会または日本弁護士連合会が委託した第三者から、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍のご案内その他当連合会が有益であると判断する情報をご案内させていただくことがあります。

なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

